

令和6年度版

新設法人

のための

# 会社の税金

## ガイドブック



公益財団法人 全国法人会総連合



## はしがき

このたびは、会社設立おめでとうございます。

貴社のこれから限らないご発展とご活躍を期待いたします。

さて、会社を経営していくうえでは、得意先の拡大、労務対策、金融対策など、いろいろなご苦労が多いことと思われますが、「税金」の問題も重要な仕事の一つであります。

法人税、源泉所得税、消費税等さまざまな税金が会社に関係してくるわけですが、適正な納税は、対外的な信用を高めるだけではなく、会社の経営強化にもつながることとなります。

そこで、この小冊子では新たに会社を設立した社長さんを念頭におき、特に法人税の基本的な仕組みについて、主要な項目ごとに簡単に説明いたしました。

具体的な税法の内容や税務処理の手続きなどにつきましては、法人会の説明会などで十分勉強していただき、適正な申告と納税を率先して実行されるよう期待してやみません。

なお、本書の発行にあたっては、税理士の橋本満男先生にご執筆、ご協力いただいたことに対し厚く御礼申し上げます。

公益財団法人 全国法人会総連合

※ 本書は令和6年6月1日時点における法令等に基づき作成されています。

# 目 次

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| ① 会社のスタートはまず届出書の提出から           | 4  |
| ② 青色申告法人になって税の特典を受けよう          | 5  |
| ③ 会社にかかる税金                     | 6  |
| ④ 確定申告書の提出及び納付はいつまで            | 7  |
| ⑤ 決算利益と所得金額との関係                | 8  |
| ⑥ 収益の計上時期は一定のルールを継続適用する必要がある   | 9  |
| ⑦ 売上原価の見積計上はOK、販売管理費の見込計上はNO   | 10 |
| ⑧ 中小法人のさまざまな優遇制度               | 11 |
| ⑨ 役員給与には損金になるものとならないものがある      | 13 |
| ⑩ 減価償却資産は耐用年数の期間に応じて費用配分する     | 15 |
| ⑪ 減価償却費の計算方法には定額法と定率法がある       | 17 |
| ⑫ 少額な減価償却資産は一時の損金処理が可能         | 18 |
| ⑬ 中小法人の交際費は年800万円まで損金算入可能      | 20 |
| ⑭ 売掛金等の債権が回収不能となったとき（貸倒損失）     | 22 |
| ⑮ 金銭債権が部分的に回収不能と見込まれる場合（貸倒引当金） | 23 |
| ⑯ 法人税・加算税などの税金は損金とならない         | 25 |
| ⑰ 源泉徴収した所得税は預り金                | 26 |
| ⑱ 課税されない現物給与                   | 27 |
| ⑲ 消費税は預り金、小規模事業者には簡易な計算方法がある   | 28 |
| ⑳ 消費税の軽減税率制度と区分経理              | 30 |